

## いまさら聞けない行政用語

### 【特別徴収】について

調査部研究員 幡野 尚裕

#### 1. はじめに

皆さんは「とくちょう」、「ふちょう」という言葉を聞いたことはありませんか？行政用語に限ると、多くの場合、「特別徴収」、「普通徴収」を略した言葉です。

この言葉は、実は税務だけでなく市区町村の様々な事務に関係のある言葉ですが、あまり詳しく知らないという方も多いのではないのでしょうか。

今回は2つの徴収方法の違いや「特別徴収」の種類等について解説をしたいと思います。

#### 2. 「特別徴収」と「普通徴収」の違い

地方税法において「特別徴収」と「普通徴収」は図表1のとおりとなっています。

図表1 地方税法における用語の意義

| 用語      | 意義                                                 | 地方税法          |
|---------|----------------------------------------------------|---------------|
| 普通徴収    | 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。          | 第1条1項<br>第7号  |
| 特別徴収    | 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。 | 第1条1項<br>第9号  |
| 特別徴収義務者 | 特別徴収によって地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者をいう。                  | 第1条1項<br>第10号 |

出典：地方税法第1条より作成

この意義を分かりやすく言えば、「特別徴収」は、個人が直接納付するのではなく、雇用主等の「特別徴収義務者」が個人の納付すべき税金を預かり、市区町村等に納入する制度です。

これに対して、「普通徴収」は、個人が金融機関や市区町村の窓口等で直接納付する方法です。

所得等に関係しない固定資産税や軽自動車税などは「普通徴収」の方法によっています。

以上を踏まえ、これから、具体的な例を挙げて「特別徴収」について説明していきます。

#### 3. 「特別徴収」の種類について

##### ①給与からの「特別徴収」について

皆さんにもっともなじみのあるのは、おそらく個人住民税<sup>1</sup>の「特別徴収」で、毎月の給与から行われる、いわゆる「天引き」のことです。

普通徴収の場合、年4回金融機関・市区町村窓口等または口座振替で納税しなければなりません。しかし、特別徴収であれば、12回に分割されて毎月の給料から天引きされるので、普通徴収に比べて1回あたりの金額が少なく、かつ、納税に出向く手間も省けるメリットがあります。

地方税法第321条の3では、前年中に給与所得があった個人住民税の納税義務者で、かつ、その年の4月1日に給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法により納めることになっていて、納税義務者本人の希望による選択はできません。

また、原則として所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない<sup>2</sup>となっています。

普通徴収は、特別徴収に該当しない自営業者など、給与所得者以外の人や、特別徴収が著しく困難な人が個人住民税を納める方法です。

「特別」と付いている「特別徴収」が、実は法的には原則の方法で、総務省などもパンフレット等で啓発に努めているところです。

## ②公的年金からの「特別徴収」について

65歳以上の年金受給者の場合は、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度があります。これは、各市区町村が年金保険者<sup>3</sup>を特別徴収義務者に指定し、公的年金から天引きで保険料や税を徴収する方法です。

ただし、それぞれの保険料や税において定められている特別徴収の条件によって対象者が決まります。

これらの保険料は、その年の4月1日に65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している人が対象となり、受給額に応じて、介護保険料から優先的に特別徴収されます。対象外の場合は、普通徴収によります。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、地方税法第321条の7の2により、「公的年金等に係る個人住民税は、公的年金から特別徴収の方法により徴収するものとする」と定められており、給与からの特別徴収と同様に納税義務者本人の希望による選択はできません。図表2の要件を備えていれば特別徴収の対象となります。

図表2 個人住民税が公的年金からの特別徴収になる要件

- ①当該年度の4月1日現在65歳以上である。
  - ②前年中に公的年金の支払いを受けている。  
（公的年金に係る個人住民税が課税されている。）
  - ③介護保険料が特別徴収（公的年金からの天引き）されている。
- ※特別徴収される個人住民税が、公的年金の額を超える場合などは保険料と同様に普通徴収によります。

出典：地方税法第321条の7の2及び総務省ホームページより作成

## ③その他の「特別徴収」について

ここまでは、どの市区町村でもなじみのある所得等からの「特別徴収」について説明をしました。

実はこの他にも所得等以外から「特別徴収」の方法により納入をさせている地方税があります。

例えば都道府県税である「ゴルフ場利用税」、「軽油引取税」や市区町村税である「入湯税」などです。

入湯税を例にとって説明すると、入湯税は、鉱泉浴場が所在する市区町村が鉱泉浴場の入湯客に対して課す税金です。この場合、納税義務者は入湯客となり、鉱泉浴場の経営者等が、各市区町村の条例の定めにより特別徴収義務者に指定されます。入湯客は入湯料とともに入湯税相当額を支払います。

入湯客が利用のたびに個々人で市区町村に納税するのはとても面倒で、現実的ではありません。入湯税のような税は、特別徴収によるのが合理的であるとお分かりいただけたでしょうか。

これら以外に法定外目的税等で特別徴収の方法による場合もあります。

富士河口湖町における法定外目的税の例を図表3で紹介します。これは河口湖で釣りをする人に対して、駐車場やトイレの整備、湖畔清掃等のために課す税金で、特別徴収によっています。

図表3 富士河口湖町における法定外目的税の例

|         |               |
|---------|---------------|
| 課税団体    | 山梨県富士河口湖町     |
| 税目名     | 遊漁税           |
| 目的      | 環境整備と環境美化     |
| 課税客体    | 河口湖での遊漁行為     |
| 課税標準    | 遊漁行為を行う日ごと    |
| 納税義務者   | 河口湖での遊漁者      |
| 税率      | 遊漁者一人一日につき二百円 |
| 徴収方法    | 特別徴収          |
| 特別徴収義務者 | 河口湖漁業協同組合     |

出典：富士河口湖町遊漁税条例及び富士河口湖町ホームページより作成

## 4. おわりに

このように、お金を納める人と自治体の双方にメリットがあり、税務だけでなく、人事・給与や福祉など多くの行政事務に関わりの深い「特別徴収」は、非常に重要な方法と言えます。それぞれの部署において、職員の皆さんが、市区町村の財源の一つである個人住民税や、各種保険料がどのように徴収されているのかを意識しながら、日々の業務に取り組んでいただければと思います。

1 個人住民税とは市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことを言う。

2 地方税法第321条の4及び各市区町村の条例の規定による。

3 日本年金機構や国家公務員共済組合連合会など年金事業を運営する者を「保険者(ほけんじゃ)」という。